

中小企業等事業再構築促進事業補助金について

2024年5月 全石連 経営相談室

第12回の公募要領が4月23日に発表されました。申請受付開始日は調整中です。応募締切は7月26日（金）18時です。

補助金交付候補者として採択された事業者は交付申請にあたりオンライン説明会の参加が義務となりました。

事業計画の確認については、借入れをする場合はその金融機関の確認を受ける必要があります。

交付規定の改訂に伴いみなし同一法人について定義が厳格化され、事業内容が明確に異なっても代表者及び住所が同じ法人である場合、主要株主及び住所が同じ法人である場合は同一法人とみなされることになりました。

1. 事業目的

- ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新市場進出（新分野展開、業態転換）、事業・業種転換、事業再編、国内回帰・地域サプライチェーン維持・強靱化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とする
- 第12回公募からは、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者等への支援として「コロナ回復加速化枠」を創設し、今なおコロナの影響を受ける事業者への支援を重点化する。また、成長分野への事業再構築やグリーン分野での事業再構築等を行う事業者への支援として「成長分野進出枠」、国内サプライチェーン及び地域産業の活性化に取り組む事業者（製造業）への支援として「サプライチェーン強靱化枠」を措置するなど、ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者の取組を重点的に支援する

2. 申請の要件

補助対象者は中小企業者、中堅企業

※中堅企業とは中小企業者以外で資本金が10億円未満、資本金の額が定められていない場合は従業員数（常勤）が2,000人以下の法人をいう

①事業再構築に取り組む

自社の強みや経営資源（ヒト/モノ等）を活かしつつ、経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った新市場進出（新分野展開・業態転換）、事業・業種転換、事業再編を行う（P5に詳細）

②金融機関等又は認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

- 金融機関等から資金提供を受けて補助事業を実施する場合は、資金提供元の金融機関等による事業計画の確認を受ける
金融機関等からの資金提供を受けずに自己資金のみで補助事業を実施する場合のみ、認定経営革新支援機関の確認でよい
- 事業計画は補助事業終了後3～5年でアまたはイいずれかを見込むものとする
 - ア 事業計画期間において付加価値額を年率平均3.0～5.0%以上増加させる（企業の事業規模を拡大させるケース）
 - イ 事業計画期間において従業員一人当たり付加価値額を年率平均3.0～5.0%以上増加させる（生産性を向上させるケース）

※付加価値額とは営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう

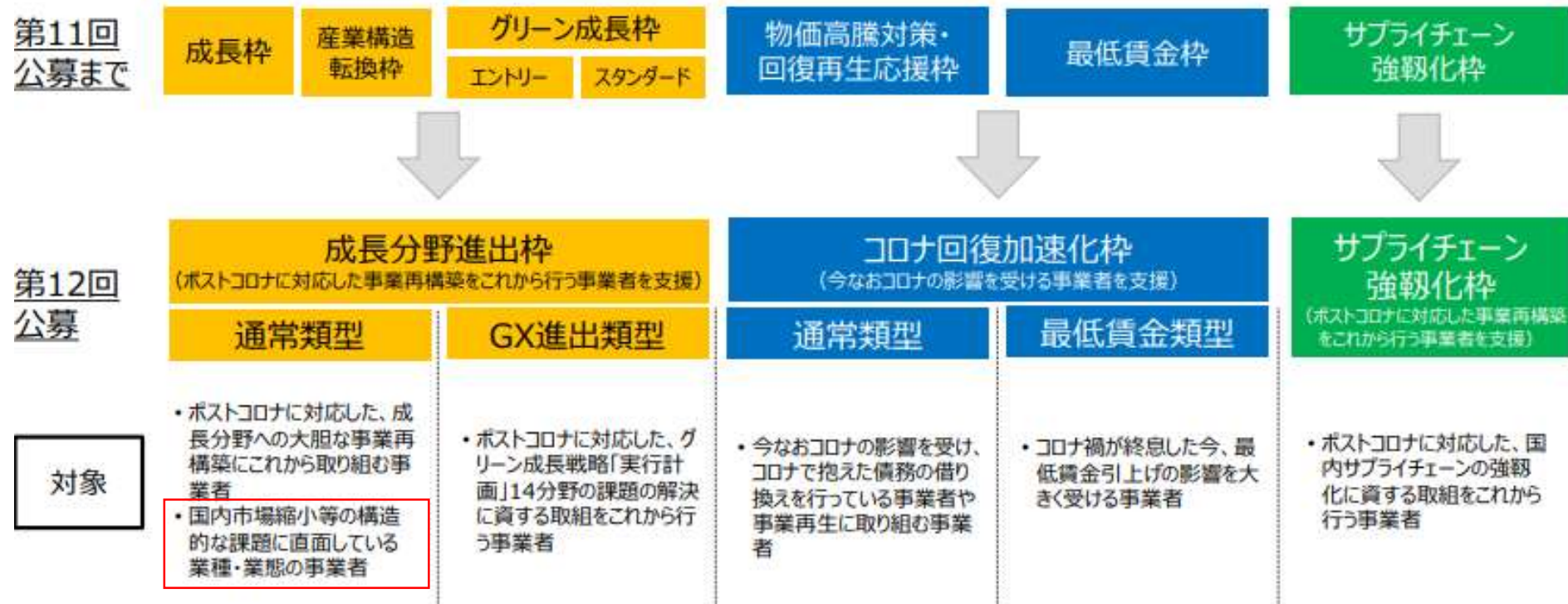
※事業計画は補助事業終了後5年フォローアップがある。経営状況等について年次報告が必要

3. 前回公募からの変更点

第11回公募の産業構造転換枠は成長分野進出枠（通常類型）の一部に吸収されました。ガソリンスタンドは成長分野進出枠（通常類型）で求められる【市場縮小要件】の対象業種に指定されています。

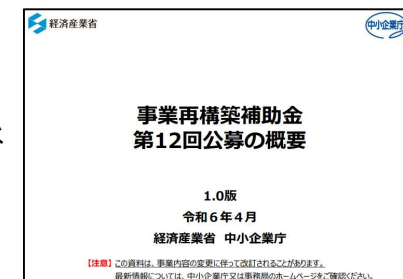
1-1. 第12回公募の全体像

- 新型コロナ対策として造成された基金において、**既存の事業類型を見直し。**
- **今なおコロナの影響を受ける事業者への支援及びポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者への支援に重点化。**



【2回目申請の要件】

第1回～第11回公募でグリーン成長枠で採択された者以外は 成長分野進出枠（GX推進類型）に申請可能（2回が上限）



4. 補助金概要

①補助上限金額・補助率（補助金額は100万円から）

		補助上限金額	補助率	追加要件等
成長分野進出枠	通常類型	【従業員20人以下】1,500万円(2,000万円) 【従業員21～50人】3,000万円(4,000万円) 【従業員51～100人】4,000万円(5,000万円) 【従業員101人以上】6,000万円(7,000万円) ※1 () 内は短期に大規模な賃上げを行う場合 ※2 廃業を伴う場合には 廃業費を最大2,000万円上乗せ	中小企業者等1/2(2/3) 中堅企業等1/3(1/2) ※ () 内は短期に大規模な賃上げを行う場合	・補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均4.0%以上増加または従業員一人当たり付加価値額の年率平均4.0%以上の増加を見込む事業計画を策定する ・以下のA、Bのいずれかを満たすこと A：取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で市場規模が10%以上拡大する業種・業態に属しており、事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させる B：現在の主たる事業が過去～今後10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属しており、当該業種・業態とは別の業種・業態の新規事業を実施する
	G X 推進類型	中小企業者等 【従業員20人以下】3,000万円(4,000万円) 【従業員21～50人】5,000万円(6,000万円) 【従業員51～100人】7,000万円(8,000万円) 【従業員101人以上】8,000万円(1億円) 中堅企業等 1億円(1.5億円) ※ () 内は短期に大規模な賃上げを行う場合	中小企業者等1/2(2/3) 中堅企業等1/3(1/2) ※ () 内は短期に大規模な賃上げを行う場合	・グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取り組みを対象とする ・補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均4.0%以上増加または従業員一人当たり付加価値額の年率平均4.0%以上の増加を見込む事業計画を策定する ・事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させる ※過去に採択され支援を受けたことがある事業者も、異なる事業内容であれば再度申請が可能（グリーン成長枠を除く・上限2回）
コロナ回復加速化枠	通常類型	【従業員5人以下】1,000万円 【従業員6～20人】1,500万円 【従業員21人以上】2,000万円 【従業員51人以上】3,000万円	中小企業者等2/3（従業員規模に応じ400、600、800、1,200万円までは3/4） 中堅企業等1/2（従業員規模に応じ400、600、800、1,200万円までは2/3）	・補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加または従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上の増加を見込む事業計画を策定する ・コロナ借換保証等で既往債務を借り換えている、または再生事業者であること
	最低賃金類型	【従業員5人以下】500万円 【従業員6～20人】1,000万円 【従業員21人以上】1,500万円	中小企業者等3/4(2/3) 中堅企業等2/3(1/2) ※ () 内はコロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者の場合	・補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加または従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上の増加を見込む事業計画を策定する ・【任意】コロナ借換保証等で既往債務を借り換えている ・2022年10月から2023年9月までの間で3か月以上最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いる

※他の申請枠としてサプライチェーン強靱化枠がある他、上乗せ支援として卒業促進上乗せ措置及び中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置がある

②補助対象経費

- 建物費（建物の建設・改修、建物の撤去、賃貸物件等の原状回復）
- 機械装置・システム構築費（設備、専用ソフトの購入やリース等）、クラウドサービス利用費、運搬費
- 技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、知的財産権等関連経費
- 専門家経費
- 外注費（製品開発に要する加工、設計等）※応募申請時の事業計画の作成に要する経費は補助対象外
- 広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- 研修費（教育訓練費、講座受講等）※補助対象経費総額（税抜）の1/3が上限
- 廃業費（廃止手続費、解体費、原状回復費、リース解約費、転用・移設費用）※産業構造転換枠のみ

※建物の新築は「新築の必要性に関する説明書」を提出し認められた
場合に限る

※従業員の人件費・旅費、不動産、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費、フランチャイズ加盟料、再生エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備（太陽光発電を行うためのソーラーパネルなど）は対象外

③事業期間

第12回公募の申請受付開始日は調整中とのこと、令和6年7月26日（金）18時締切。

④申請方法

申請手続きは事業者自身が行い、全て電子申請（jGrants）で行う。GビズIDプライムアカウントを事前に取得する必要がある
【GビズIDクイックマニュアルgBizIDプライム編】 https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf

5. 注意事項

- 申請にあたっては事業再構築補助金ホームページにて最新の公募要領を確認

【中小企業庁 事業再構築補助金HP】 <https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

- 事業計画には審査がある

申請した事業計画は外部有識者からなる審査員が評価しより優れた事業計画が採択されるため、不採択となる可能性がある

- 悪質な業者への注意

事業計画の策定等で外部の支援を受ける際には、提供するサービスと乖離した高額な成功報酬を請求する悪質な業者に注意

- 補助金を活用して購入した資産の管理状況の確認、会計検査への対応

不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となる。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性がある

事業再構築指針の概要

類型と概要	産業分類の変更		A 製品・商品・サービスの新規性要件	B 市場の新規性要件	C 商品・サービスの提供方法の変更要件	事業再構築要件
	大分類 (業種)	中・小・細 (事業)				
新市場進出 (新分野展開・業態転換) 主な業種・事業を変更せずに新しい製品・商品・新サービスを製造・提供または製造・提供の方法を相当程度変更し、新しい市場に進出する	変更しない	変更しない	AまたはCのどちらか必須	必須	AまたはCのどちらか必須	新たな製品・商品・サービスまたは新たな製造・提供の方法の売上高が 総売上高の10%以上 、または新たな製品・商品・サービスの付加価値額が 総付加価値額の15%以上 となる ※売上高10億円以上の事業者で事業再構築を行う 事業部門の売上高が3億円以上 の場合は、 当該事業部門の売上高10%以上または付加価値額の15% でも可
事業転換 主な業種は従来そのまま、新しい事業で新しい製品・商品・サービスを製造・提供する	変更しない	変更する	必須	必須	—	新しい製品・商品・サービスの属する事業が 売上構成比の最も高い事業 になる
業種転換 新しい業種で新しい製品・商品・サービスを製造・提供する	変更する	—	必須	必須	—	新しい製品・商品・サービスの属する業種が 売上構成比の最も高い業種 になる

A 製品等の新規性要件（新しい製品・商品であること）

- ①過去に製造・提供した実績がない
- ②（測定できる場合は）定量的に性能・効能が異なる

B 市場の新規性要件（新しい市場に進出すること）

既存事業と新規事業の顧客層が異なること